



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *38 和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 1
- *39 和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 3

○ 告示

- 481 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 4
- 482 指定自立支援医療機関の変更 (")..... 4
- 483 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 4
- 484 大規模小売店舗の変更の届出 (")..... 5
- 485 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 6
- 486 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)..... 6
- 487 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 7
- 488 " (")..... 8
- 489 " (")..... 8

規 則

和歌山県規則第38号

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県環境影響評価条例施行規則(平成12年和歌山県規則第160号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>別記第1号様式(第3条関係) 環境影響評価方法書 等送付書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 2 略</p> | <p>別記第1号様式(第3条関係) 環境影響評価方法書 等送付書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 2 略</p> |
| <p>別記第2号様式(第4条、第6条の3、第11条、 第15条、第25条、第29条、第31条、第32条関係)) 公告事項報告書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 2~4 略</p> | <p>別記第2号様式(第4条、第6条の3、第11条、 第15条、第25条、第29条、第31条、 第32条関係)) 公告事項報告書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 2~4 略</p> |
| <p>別記第3号様式(第8条関係)</p> | <p>別記第3号様式(第8条関係)</p> |

環境影響評価方法書についての意見の概要送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第4号様式(第10条関係)

環境影響評価準備書等送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第5号様式(第6条の4、第16条関係)

説明会開催結果報告書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第7号様式(第20条関係)

環境影響評価準備書についての意見の概要等送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第8号様式(第24条関係)

環境影響評価書等送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第9号様式(第29条関係)

対象事業廃止通知書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第10号様式(第29条関係)

対象事業修正通知書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第11号様式(第29条関係)

対象事業引継通知書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 略

別記第12号様式(第33条関係)

環境影響評価方法書についての意見の概要送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第4号様式(第10条関係)

環境影響評価準備書等送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第5号様式(第6条の4、第16条関係)

説明会開催結果報告書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第7号様式(第20条関係)

環境影響評価準備書についての意見の概要等送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第8号様式(第24条関係)

環境影響評価書等送付書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第9号様式(第29条関係)

対象事業廃止通知書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第10号様式(第29条関係)

対象事業修正通知書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第11号様式(第29条関係)

対象事業引継通知書

略備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 略

別記第12号様式(第33条関係)

| | |
|---|---|
| <p>対象事業工事着手届 出書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 2 略</p> <p>別記第13号様式(第33条関係)</p> <p>対象事業工事完了届 出書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 2 略</p> <p>別記第14号様式(第34条関係)</p> <p>事後調査計画書送付 書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 2 略</p> <p>別記第15号様式(第35条関係)</p> <p>事後調査報告書送付 書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。 2 略</p> | <p>対象事業工事着手届 出書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 2 略</p> <p>別記第13号様式(第33条関係)</p> <p>対象事業工事完了届 出書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 2 略</p> <p>別記第14号様式(第34条関係)</p> <p>事後調査計画書送付 書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 2 略</p> <p>別記第15号様式(第35条関係)</p> <p>事後調査報告書送付 書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とする。 2 略</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第39号

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県地球温暖化対策条例施行規則(平成19年和歌山県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別記第1号様式(第7条関係) 排出抑制計画書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。 2～9 略</p> <p>別記第2号様式(第7条関係) 排出抑制計画等報告書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。 2～7 略</p> | <p>別記第1号様式(第7条関係) 排出抑制計画書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。 2～9 略</p> <p>別記第2号様式(第7条関係) 排出抑制計画等報告書</p> <p>略備考 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。 2～7 略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|------------------|------------------|-----------------------|--|---------------|
| セイムス那智勝浦 朝日薬局 | 東牟婁郡那智勝浦町朝日1-221 | — | 岡本絵理 | 令和 元. 9. 1 |

和歌山県告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変 更 年 月 日 |
|---------|------------|---------|----------|-------|---------------|
| ひだか病院 | 御坊市藪116番地2 | 医療機関の名称 | 国保日高総合病院 | ひだか病院 | 令和 元. 9. 1 |

和歌山県告示第483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キーノ和歌山

和歌山県和歌山市東蔵前丁39外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

南海電気鉄道株式会社 代表取締役 遠北光彦

大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年4月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,090㎡
- 6 駐車場の収容台数
67台
- 7 駐輪場の収容台数
88台
- 8 荷さばき施設の面積
315.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
52.4㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
1か所（敷地南西側1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和元年8月23日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月17日から令和2年1月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ海南下津店・ココカラファイン下津店
和歌山県海南市下津町上150番2外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田俊一
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) オークワ海南下津店・ココカラファイン海南下津店
(変更後) オークワ海南下津店・ココカラファイン下津店
- 4 変更年月日
平成30年11月15日
- 5 変更した理由
店舗の正式名称決定のため
- 6 届出年月日
令和元年8月26日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北一丁目2番1)
海南市まちづくり部産業振興課 (海南市南赤坂11番地)
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和元年9月17日から令和2年1月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第485号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 木材登録番号 | 製材登録番号 | チップ登録番号 | 登録年月日 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 業務の態様 | 営業所又は工場の所在地 |
|--------|--------|---------|------------|----------------|------------------------|-------|---------------|
| 3001 | | | 令和元. 8. 13 | 紀の川市下井阪369番地3 | 株式会社大嶺農園 代表取締役 大嶺幸市 | 木材 | 紀の川市下井阪369番地3 |

和歌山県告示第486号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 区 域 | 区 分 | 加入区の名称 |
|---|-------------------------------------|--------|
| 紀州日高漁業協同組合の地区のうち御坊市塩屋町南塩屋及び比井崎漁業協同組合の地区 | 総トン数20トン以上80トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業 | 日高まき網 |

和歌山県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

平瀬（Ⅰ-4374）、下地（Ⅰ-4402）、面川（Ⅰ-4403）、平瀬11（Ⅱ-6215）、平瀬10（Ⅱ-6216）、平瀬12（Ⅱ-6217）、平瀬8（Ⅱ-6219）、平瀬13（Ⅱ-6220）、平瀬2（Ⅱ-6221）、平瀬1（Ⅱ-6222）、平瀬7（Ⅱ-6223）、平瀬6（Ⅱ-6224）、平瀬3（Ⅱ-6225）、平瀬4（Ⅱ-6226）、平瀬5（Ⅱ-6227）、面川1（Ⅱ-6345）、面川3（Ⅱ-6346）、面川2（Ⅱ-6347）、面川4（Ⅱ-6348）、面川7（Ⅱ-6351）、面川11（Ⅱ-6352）、面川12（Ⅱ-6353）、面川14（Ⅱ-6355）、面川10（Ⅱ-6356）、面川9（Ⅱ-6357）、面川8（Ⅱ-6358）、平瀬上地3（Ⅲ-3534）、平瀬原地（Ⅲ-3537）、平瀬（101）（Ⅱ-61052）、平瀬（102）（Ⅱ-61053）、平瀬（103）（Ⅱ-61054）、平瀬（104）（Ⅱ-61055）、平瀬（105）（Ⅱ-61056）、平瀬（106）（Ⅱ-61057）、平瀬（107）（Ⅱ-61058）、平瀬（108）（Ⅱ-61059）、面川（101）（Ⅱ-61060）、面川（102）（Ⅱ-61061）、面川（103）（Ⅱ-61062）、和田13（Ⅱ-6200）、和田11（Ⅱ-6202）、和田9（Ⅱ-6204）、和田7（Ⅱ-6206）、和田5（Ⅱ-6208）、和田1（Ⅱ-6209）、和田2（Ⅱ-6210）、和田3（Ⅱ-6211）、和田4（Ⅱ-6212）、和田15（Ⅱ-6213）、和田14（Ⅱ-6214）、和田宇井郷3（Ⅲ-3518）、和田野首4（Ⅲ-3522）、和田（101）（Ⅱ-61034）、和田（102）（Ⅱ-61035）、和田（103）（Ⅱ-61036）、和田（104）（Ⅱ-61037）、和田（105）（Ⅱ-61038）、熊野川2（Ⅱ-6016）、熊野川3（Ⅱ-6017）、沢16（Ⅱ-6033）、澤（101）（Ⅱ-61039）、澤（102）（Ⅱ-61040）、澤（103）（Ⅱ-61041）、熊野川1（Ⅱ-6015）、熊野川5（Ⅱ-6083）、熊野川6（Ⅱ-6084）、熊野川7（Ⅱ-6085）、熊野川8（Ⅱ-6086）、熊野川9（Ⅱ-6087）、熊野川12（Ⅱ-6090）、熊野川13（Ⅱ-6091）、熊野川14（Ⅱ-6092）、熊野川17（Ⅱ-6095）、熊野川19（Ⅱ-6097）、熊野川20（Ⅱ-6098）、熊野川21（Ⅱ-6099）、熊野川船原1（Ⅲ-3367）、熊野川（101）（Ⅱ-61042）、熊野川（102）（Ⅱ-61043）、熊野川（103）（Ⅱ-61044）、熊野川（104）（Ⅱ-61045）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

熊野川（105）（Ⅱ-61046）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

広角川右支溪（8-207-2-018）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

広角川右支溪（8-207-2-017）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

湯崎(102)(I-60627)、湯崎(103)(I-60628)、湯崎(104)(I-60629)、湯崎(105)(II-60630)、湯崎(108)(II-60633)、湯崎(109)(I-60634)、湯崎(111)(II-60636)、湯崎(112)(I-60637)、湯崎(113)(I-60638)、湯崎(115)(I-60640)、湯崎(116)(II-60641)、湯崎(117)(I-60642)、湯崎(119)(I-60644)、湯崎(120)(I-60645)、湯崎(122)(II-60647)、湯崎(123)(II-60648)、湯崎(125)(I-60650)、湯崎(126)(I-60651)、湯崎(127)(II-60652)、湯崎(128)(I-60653)、湯崎(129)(II-60654)、湯崎(131)(I-60656)、湯崎(132)(II-60657)、大浦(103)(I-60689)、大浦(104)(I-60690)、大浦(105)(I-60691)、大浦(107)(I-60693)、大浦(109)(I-60695)、大浦(110)(I-60696)、大浦(111)(I-60697)、大浦(112)(I-60698)、大浦(113)(I-60699)、大浦(114)(I-60700)、大浦(115)(I-60701)、大浦(118)(I-60704)、大浦(121)(I-60707)、大浦(123)(I-60709)、大浦(124)(I-60710)、大浦(125)(I-60711)、大浦(126)(I-60712)、大浦(130)(I-60716)、大浦(131)(I-60717)、大浦(132)(I-60718)、大浦(133)(I-60719)、大浦(134)(I-60720)、大浦(135)(I-60721)、大浦(101)(II-60687)、大浦(102)(II-60688)、大浦(106)(II-60692)、大浦(108)(II-60694)、大浦(116)(II-60702)、大浦(117)(II-60703)、大浦(119)(II-60705)、大浦(120)(II-60706)、大浦(122)(II-60708)、大浦(127)(II-60713)、大浦(128)(II-60714)、大浦(129)(II-60715)、湯崎11(III-3281)、湯崎13(III-3283)、瀬戸3丁目(101)(I-60781)、瀬戸3丁目(102)(I-60782)、瀬戸3丁目(103)(I-60783)、瀬戸3丁目(104)(I-60784)、瀬戸3丁目(105)(II-60785)、瀬戸3丁目(106)(II-60786)、瀬戸3丁目(107)(I-60787)、瀬戸3丁目(108)(I-60788)、瀬戸2丁目(101)(II-60789)、瀬戸2丁目(102)(II-60790)、瀬戸4丁目(101)(II-60791)、瀬戸4丁目(102)(II-60792)、瀬戸4丁目(103)(II-60793)、瀬戸4丁目(104)(II-60794)、瀬戸4丁目(105)(I-60795)、瀬戸1丁目(101)(I-60796)、瀬戸1丁目(102)(I-60797)、瀬戸1丁目(103)(I-60798)、瀬戸1丁目(104)(II-60799)、阪田(101)(I-60800)、阪田(102)(I-60801)、阪田(103)(I-60802)、網(101)(II-60803)、網(102)(II-60804)、網(103)(II-60805)、美之浦(101)(I-60807)、御幸(101)(I-60808)、御幸(102)(I-60809)、御幸(103)(I-60810)、御幸(104)(I-60811)、御幸(105)(I-60812)、湯崎三段6(II-5855)、湯崎三段5(II-5856)、湯崎三段4(II-5857)、湯崎三段7(II-5858)、湯崎梶原(III-3273)、湯崎爪切3(III-3276)、湯崎爪切4(III-3277)、湯崎爪切5(III-3278)、湯崎爪切6(III-3279)、三段(101)(I-60755)、三段(102)(I-60756)、三段(103)(I-60757)、三段(104)(I-60758)、三段(106)(I-60760)、三段(107)(I-60761)、三段(108)(I-60762)、三段(109)(I-60763)、三段(110)(II-60764)、三段(111)(II-60765)、三段(112)(II-60766)、三段(114)(II-60768)、三段(115)(II-60769)、三段(116)(II-60770)、三段(117)(II-60771)、三段(119)(II-60773)、三段(120)(II-60774)、三段(121)(II-60775)、三段(122)(II-60776)、三段(123)(II-60777)、三段(124)(II-60778)、三段(125)(II-60779)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

湯崎(106) (Ⅱ-60631)、湯崎(110) (Ⅱ-60635)、網(104) (Ⅱ-60806)、三段(105) (Ⅰ-60759)、三段(113) (Ⅱ-60767)、三段(118) (Ⅱ-60772)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)